平成27年1月22日

千葉県知事 鈴木 栄治 殿

> 原子力災害対策本部長 内閣総理大臣 安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づく平成26年11月20日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

- 1. 千葉県佐倉市、君津市、富津市及び山武市において産出されたしいたけ(露地において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。
- 2. 千葉県千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市及び白井市において 産出されたしいたけ(露地において原木を用いて栽培されたものに限る。)に ついて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者 等に要請すること。
- 3. 千葉県君津市、富津市及び山武市において産出されたしいたけ(施設において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけにつ

いては、この限りではない。

- 4. 千葉県我孫子市及び栄町において産出されたたけのこについて、当分の間、 出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 5. 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水機場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)において採捕されたうなぎについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
- 6. 手賀沼及びこれに流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。) において採捕されたぎんぶな及びこいについて、当分の間、出荷を差し控え るよう、関係事業者等に要請すること。
- 7. 貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるいのししの肉については、この限りではない。

指 示

平成26年11月20日

千葉県知事 鈴木 栄治 殿

> 原子力災害対策本部長 内閣総理大臣 安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づく平成26年10月14日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

- 1. 千葉県佐倉市、君津市、富津市及び山武市において産出されたしいたけ(露地において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。
- 2. 千葉県千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市及び白井市において 産出されたしいたけ(露地において原木を用いて栽培されたものに限る。)に ついて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者 等に要請すること。
- 3. 千葉県君津市、富津市及び山武市において産出されたしいたけ (施設において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。) について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけにつ

いては、この限りではない。

- 4. 千葉県柏市、我孫子市、白井市及び栄町において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 5. 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水機場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)において採捕されたうなぎについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
- 6. 手賀沼及びこれに流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。) において採捕されたぎんぶな及びこいについて、当分の間、出荷を差し控え るよう、関係事業者等に要請すること。
- 7. 貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるいのししの肉については、この限りではない。